

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

特 定 地 域 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算						
当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「14」) × $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「12」}}{\text{別表六の二(十六)「6」}}$			1		円	
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算						
基 準 雇 用 者 割 合 (別表六の二(十六)「3」)	2		個 別 税 額 控 除 相 当 額 の 計 算	(2) ≥ 0.1 又は (別表六の二(十六)「1」) = 0 の場合 60万円 × (3) + 50万円 × (4) + 40万円 × (5)	6	円
個 別 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六の二(十六)付表一「21」)	3			同 上 以 外 の 場 合 30万円 × (3) + 20万円 × (4) + 10万円 × (5)	7	
個 別 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 及 び 個 別 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (別表六の二(十六)付表一「25」+「26」)	4			個 別 税 額 控 除 相 当 額 (6) 又は (7)	8	
個 別 非 特 定 新 規 雇 用 者 超 過 数 (別表六の二(十六)付表一「27」)	5			各 連 結 法 人 の 個 別 税 額 控 除 相 当 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (8) の 合 計)	9	
当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「32」) × $\left[\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各 連 結 法 人 の 別 表 六 の 二 (十六) 付 表 一 「 1 7 」 の 合 計}} \text{ 又 是 } \frac{(8)}{(9)} \right]$					10	
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算						
各 連 結 法 人 の 地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各 連 結 法 人 の 別 表 六 の 二 (十六) 付 表 一 「 3 6 」 の 合 計)					11	人
当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「38」) × $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「36」}}{(11)}$					12	円

別表六の二(十六)付表三

平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十六）付表三の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第68条の15の2第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

$$2 \quad \left[\begin{array}{l} \text{「当期控除額の個別帰属額} \\ \text{(別表六の二(十六)「32」)} \times \left[\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}} \right] \\ \text{又は} \frac{(8)}{(9)} \end{array} \right] 10$$

は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては、

「 $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}}$ 又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は $\frac{(8)}{(9)}$ 」を消します。